

御前崎港港湾計画書(案)

— 一部変更 —

平成 26 年 2 月

御前崎港港湾管理者
静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 6年 5月 第18回静岡県地方港湾審議会
- ・平成 6年 8月 港湾審議会第150回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成 8年 9月 第20回静岡県地方港湾審議会
- ・平成 8年11月 港湾審議会第161回計画部会
- ・平成20年 3月 第30回静岡県地方港湾審議会

の議を経た御前崎港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾計画の方針	2
港湾の効率的な運営に関する事項	3
その他重要事項	4
1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	4
（1）再生可能エネルギー源を利活用する区域の指定	4

変更理由

1. 港湾空間の適正かつ効率的な利用に努めつつ、多様化する環境問題、地球温暖化の進行に対応し、港湾における再生可能エネルギー施設の導入を図るため、外港地区にエネルギー関連ゾーンを追加し、再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する。
2. 港湾の国際競争力強化等のため、効率的な運営体制の充実が重要であることから、港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

港湾計画の方針

既定計画を、以下のとおり追加・変更する。

- 5) 現状及び将来の港湾の整備や管理運営に支障を生じないように配慮しつつ、再生可能エネルギー源を利活用する発電施設の導入を図る。
(追加)
- 6) 効率性・安全性・快適性の高い空間を形成するため、陸域 300ha と水域 1,300ha からなる港湾空間を以下のとおり利用する。
 - ① 女岩地区・御前崎地区は物流関連ゾーンとする。
 - ② 女岩地区の内陸側及び下岬地区は緑地レクリエーションゾーンとする。
 - ③ 御前崎地区の内側は生産ゾーンとする。
 - ④ 御前崎地区の一部を港湾業務関連ゾーンとする。
 - ⑤ 御前崎地区の東部は船だまり関連ゾーンとする。
 - ⑥ 外港地区の一部をエネルギー関連ゾーンとする。(追加)

港湾の効率的な運営に関する事項

御前崎港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、利用者ニーズを十分に把握するとともに利用促進活動を進める。

その他重要事項


1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 再生可能エネルギー源を利活用する区域の指定

港湾の適正かつ効率的な利用に努めつつ、多様化する環境問題、地球温暖化の進行に対応し、港湾における再生可能エネルギー施設の導入を図るため、外港地区の一部において再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する。

御前崎港港湾計画位置図

外港地区

凡例	
	計画変更箇所

御前崎港港域
御前崎港港湾区域

女岩地区

下岬地区

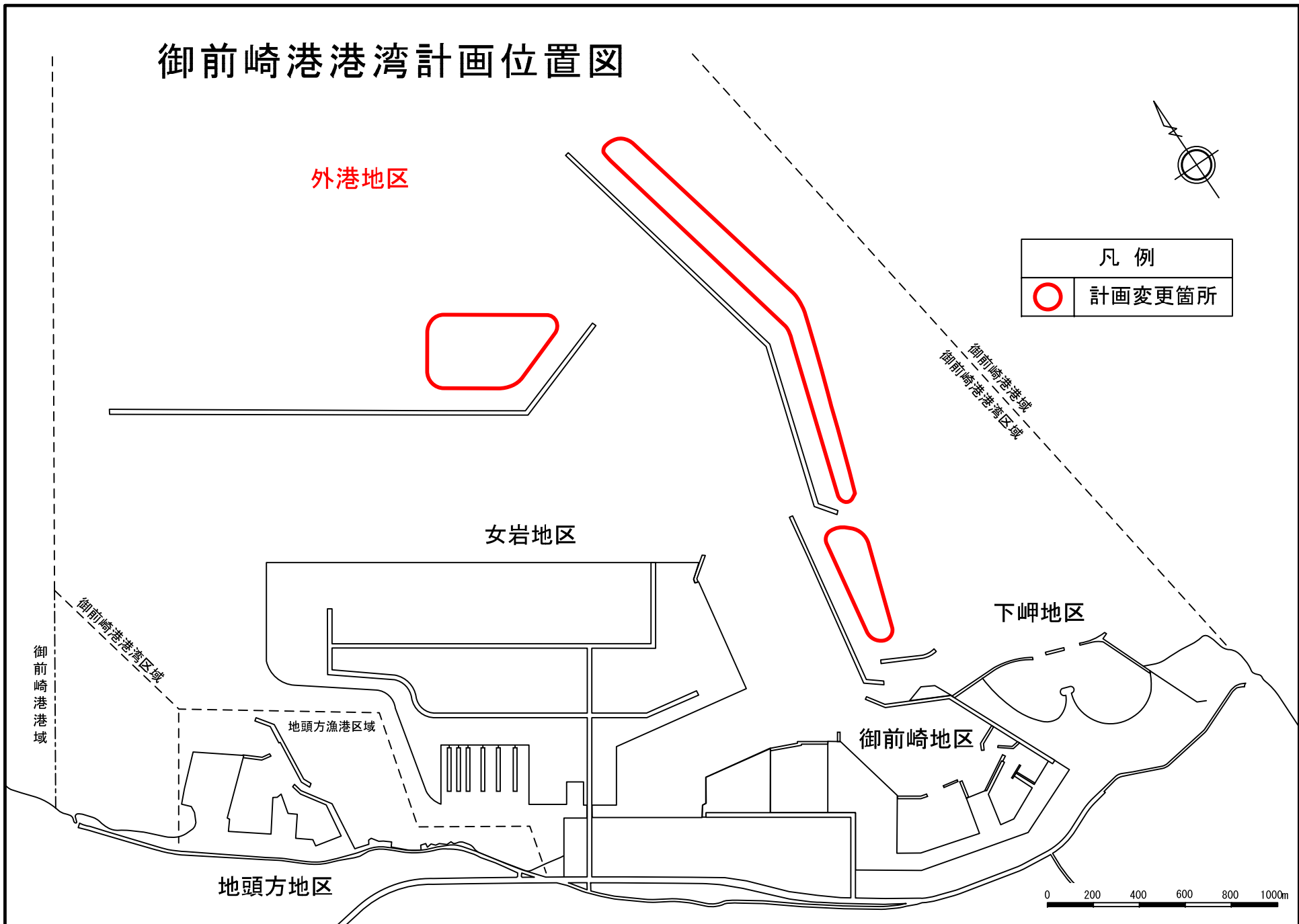
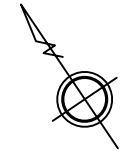
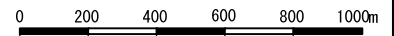
御前崎港港域

地頭方漁港区域

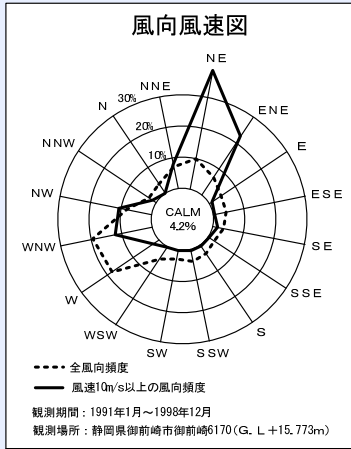
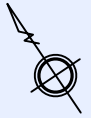
御前崎地区

御前崎港港域

地頭方地区



御前崎港港湾計画図 (案)



凡 例	
	航路・泊地 (既定計画)
	防波堤 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共防波強化岸壁 (既定計画)
	公共物揚場 (既定計画)
	船揚場 (既定計画)
	ドルフィン (既定計画)
	小型棧橋 (既定計画)
	海浜 (既定計画)
	埠頭用地 (既定計画)
	緑地 (既定計画)
	交通機能用地 (既定計画)
	その他の用地 (既定計画)
	再生可能エネルギー源を 活用する区域

